

有 価 証 券 報 告 書

第 149 期

自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月 31日

日 本 新 薬 株 式 会 社

E00931

目 次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	3
3.	事業の内容	4
4.	関係会社の状況	4
5.	従業員の状況	5
第2	事業の状況	6
1.	業績等の概要	6
2.	生産、受注及び販売の状況	7
3.	対処すべき課題	8
4.	事業等のリスク	13
5.	経営上の重要な契約等	14
6.	研究開発活動	16
7.	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17
第3	設備の状況	19
1.	設備投資等の概要	19
2.	主要な設備の状況	19
3.	設備の新設、除却等の計画	20
第4	提出会社の状況	21
1.	株式等の状況	21
2.	自己株式の取得等の状況	24
3.	配当政策	25
4.	株価の推移	25
5.	役員の状況	26
6.	コーポレート・ガバナンスの状況等	28
第5	経理の状況	34
1.	連結財務諸表等	35
(1)	連結財務諸表	35
①	連結貸借対照表	35
②	連結損益計算書及び連結包括利益計算書	37
③	連結株主資本等変動計算書	39
④	連結キャッシュ・フロー計算書	41
⑤	連結附属明細表	61
(2)	その他	61
2.	財務諸表等	62
(1)	財務諸表	62
①	貸借対照表	62
②	損益計算書	65
③	株主資本等変動計算書	68
④	附属明細表	77
(2)	主な資産及び負債の内容	79
(3)	その他	81
第6	提出会社の株式事務の概要	82
第7	提出会社の参考情報	83
1.	提出会社の親会社等の情報	83
2.	その他の参考情報	83
第二部	提出会社の保証会社等の情報	84

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【事業年度】	第149期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	日本新薬株式会社
【英訳名】	Nippon Shinyaku Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 重信
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
【電話番号】	大代表京都（075）321局1111番
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務部長 櫻井 太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目8番4号 日本橋さくら通りビル 東京支社
【電話番号】	代表東京（03）3241局2154番
【事務連絡者氏名】	東京支社長 中野 潔
【縦覧に供する場所】	日本新薬株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋三丁目8番4号 日本橋さくら通りビル） 日本新薬株式会社大阪支店 （大阪市中央区道修町二丁目5番7号） 日本新薬株式会社名古屋支店 （名古屋市東区檀木町三丁目61番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第 1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
(1) 連結経営指標等					
売上高（百万円）	59,450	63,072	62,932	63,525	67,304
経常利益（百万円）	6,860	8,041	6,786	5,477	6,193
当期純利益（百万円）	4,030	4,499	4,096	3,958	3,715
包括利益（百万円）	—	—	—	2,649	4,177
純資産額（百万円）	76,951	76,344	80,370	81,692	84,566
総資産額（百万円）	103,115	98,286	103,575	102,737	106,304
1株当たり純資産額（円）	1,135.40	1,127.49	1,187.42	1,207.43	1,250.11
1株当たり当期純利益（円）	59.57	66.56	60.63	58.62	55.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	74.5	77.5	77.4	79.3	79.4
自己資本利益率（％）	5.3	5.9	5.2	4.9	4.5
株価収益率（倍）	17.3	13.1	17.5	18.2	18.6
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	7,346	6,370	9,225	3,233	3,658
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,070	△3,565	△3,648	△2,844	△759
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△2,149	△2,300	△1,318	△1,393	△1,341
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	15,153	15,446	19,447	18,142	19,665
従業員数（人）	1,721	1,734	1,749	1,815	1,823

（注）1．売上高には、消費税等は含んでおりません。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

回次	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高（百万円）	59,238	62,849	62,707	63,253	67,009
経常利益（百万円）	6,616	7,743	6,291	5,040	5,783
当期純利益（百万円）	3,895	4,328	3,822	3,757	3,543
資本金（百万円）	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174
発行済株式総数（株）	70,251,484	70,251,484	70,251,484	70,251,484	70,251,484
純資産額（百万円）	74,632	73,871	77,610	78,730	81,421
総資産額（百万円）	100,421	95,446	100,509	99,590	102,955
1株当たり純資産額（円）	1,103.30	1,093.15	1,148.99	1,166.18	1,206.36
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	16.00 (7.00)	18.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)
1株当たり当期純利益（円）	57.57	64.02	56.59	55.64	52.49
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	74.3	77.4	77.2	79.1	79.1
自己資本利益率（％）	5.2	5.8	5.1	4.8	4.4
株価収益率（倍）	17.9	13.6	18.7	19.2	19.5
配当性向（％）	27.8	28.1	33.6	34.1	36.2
従業員数（人）	1,627	1,610	1,621	1,680	1,693

（注） 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

明治44年11月	京都新薬堂を創設。
大正 8 年 9 月	株式会社に組織を変更。社名を日本新薬株式会社とする。
大正 9 年 6 月	本社及び工場を京都市下京区壬生下溝町へ移転。
昭和 3 年 7 月	東京出張所（現東京支店）設置。
昭和 4 年 8 月	大正15年 4 月から探索していた回虫駆除薬サントニン含有の新植物の花蕾から、国産サントニン結晶 2.4g を抽出。新植物を「みぶよもぎ」と命名。
昭和 9 年 5 月	京都市西大路八条に西大路工場設置。
昭和10年 2 月	「みぶよもぎ」の品種改良。薬用植物研究のため、山科研究圃場（現山科植物資料館）を設置。
昭和15年 5 月	国産「サントニン」発売。
昭和15年 9 月	大阪支店設置。
昭和19年10月	サントニン現地生産のため、札幌工場を設置。
昭和24年 6 月	京都証券取引所に株式上場。
昭和29年 3 月	西大路工場内に総合工場を設置。
昭和31年 3 月	大阪証券取引所に株式上場。
昭和32年 2 月	本社及び壬生工場を西大路工場（京都工場）敷地内に移転。
昭和35年 8 月	黒石製薬株式会社（現連結子会社シオエ製薬株式会社）と提携。
昭和36年 5 月	食品事業へ進出。スパイス工場を建設。第 1 号製品・粉末香辛料「スパイス・ケンダ」発売。
昭和37年 4 月	新研究所（現西部創薬研究所 3 号館）設置。
昭和37年 7 月	ローヤル・モーターズ株式会社（現非連結子会社ローヤル株式会社）を設立。
昭和37年 9 月	東京証券取引所に株式上場。
昭和39年 7 月	東日本の医薬品生産拠点として小田原工場（現小田原総合製剤工場）設置。
昭和41年12月	食品専門工場として盛岡工場設置。
昭和45年10月	食品技術研究所（現食品開発研究所）設置。
昭和45年12月	タジマ食品工業株式会社（連結子会社）へ資本参加。
昭和57年 3 月	中央研究所本館（現西部創薬研究所 1 号館）設置。
平成 2 年 9 月	札幌工場閉鎖。
平成 2 年10月	千歳クリエートパーク（現千歳合成工場及び千歳食品工場）設置。
平成 3 年 3 月	東京支社設置。
平成 3 年 4 月	デュッセルドルフ事務所開設。
平成 6 年 4 月	西部創薬研究所 2 号館設置。
平成 9 年 6 月	東部創薬研究所設置。
平成 9 年10月	ニューヨーク事務所開設。
平成11年 6 月	千歳合成工場を千歳クリエートパーク（現千歳合成工場及び千歳食品工場）内に設置。
平成11年 7 月	ニューヨーク事務所を現地法人化し、NS Pharma, Inc.（連結子会社）設立。
平成13年 2 月	小田原工場敷地内に新製剤棟設置、医薬品製剤の生産機能を小田原工場（現小田原総合製剤工場）に集約化。
平成13年11月	京都工場閉鎖。
平成14年 5 月	NS Pharma, Inc. をニュージャージー州へ移転。
平成16年 6 月	東京支社・支店を日本橋へ移転。
平成18年 4 月	ラプラスファルマ株式会社（連結子会社）を設立。
平成20年 8 月	盛岡工場の生産機能をタジマ食品工業株式会社へ移転集約、同工場閉鎖。
平成21年10月	ラプラスファルマ株式会社（連結子会社）を解散。
平成23年12月	北京事務所開設。

3 【事業の内容】

当企業集団は、当社、連結子会社3社、非連結子会社1社で構成され、医薬品及び機能食品の製造販売を主な事業にしております。

当企業集団の事業にかかわる位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、下記の「医薬品」及び「機能食品」の2部門は、セグメント情報における区分と同一であります。

医薬品事業

当社が製造・販売するほか、シオエ製薬㈱においても製造・販売を行っております。タジマ食品工業㈱は、原料を製造し当社に供給しております。また、米国においてはNS Pharma, Inc. が、医薬品の導出入業務と臨床開発業務を中心に行っております。

機能食品事業

当社が製造・販売するほか、タジマ食品工業㈱が受託製造を行っております。シオエ製薬㈱からは、商品の供給を受けております。

その他の事業

非連結子会社ローヤル㈱において、損害保険代理及び生命保険の募集、不動産の賃貸を行っております。

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権所有割合 (%)	関係内容
シオエ製薬株式会社	兵庫県尼崎市	30百万円	医薬品及び機能食品の製造	100	商品（医薬品）の受託販売及び商品（機能食品）の購入を行っております。
タジマ食品工業株式会社	兵庫県豊岡市	50百万円	医薬品及び機能食品の製造	83.5	製品（機能食品）の委託加工及び商品（機能食品）、原料（医薬品）の購入を行っております。
NS Pharma, Inc.	米国 (ニュージャージー州)	US\$300千	医薬品の導出入及び臨床開発業務	100	米国での医薬品の導出入業務及び臨床開発業務を委託しております。

(注) シオエ製薬㈱は、特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

(平成24年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数（名）
医薬品事業	1,517
機能食品事業	150
全社（共通）	156
合計	1,823

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

(平成24年3月31日現在)

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,693	40.6	18.2	7,605

セグメントの名称	従業員数（名）
医薬品事業	1,462
機能食品事業	76
全社（共通）	155
合計	1,693

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与と基準外賃金を含む税込額であります。

3. 満60歳定年制を採用しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は、日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC連合）に加盟しており、平成24年3月31日現在の組合員数は1,029名で労使関係は円満であります。なお、子会社では、労働組合は組織されておられません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、東日本大震災の影響、円高、欧州の財政危機など厳しい状況が続きました。

当社グループを取り巻く環境は、医薬品業界においては医療費抑制のための諸施策が引き続き推進され、食品業界においては引き続き低価格志向の動きが激しく、それぞれ厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当企業集団の売上高は673億4百万円（対前期比5.9%増収）、営業利益は60億1千2百万円（対前期比16.1%増益）、経常利益は61億9千3百万円（対前期比13.1%増益）となりました。当期純利益は、法定実効税率の変更に伴い法人税等調整額が増加したことなどから、37億1千5百万円（対前期比6.1%減益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①医薬品事業

医薬品事業では、アレルギー性鼻炎・結膜炎治療剤「リボスチン」やアレルギー性鼻炎治療剤「バイナス」、非ステロイド性鎮痛・抗炎症剤「ハイベン」等の売上が減少しましたが、月経困難症治療剤「ルナベル」、肺動脈性肺高血圧症治療剤「アドシルカ」等の売上が伸長しました。また、平成23年3月に発売した骨髄異形成症候群治療剤「ビダーザ」の売上が大きく寄与し、売上高は557億4千6百万円（対前期比6.1%増収）となりました。

②機能食品事業

機能食品事業では、加工食品業界、健康食品業界とも厳しい状況が続くなか、健康食品素材は売上を大きく伸ばし、ニュートリション素材、品質安定保存剤も伸長、たん白製剤は堅調に推移しました。その結果、売上高は115億5千8百万円（対前期比5.4%増収）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度は、営業活動によるキャッシュ・フローが36億5千8百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが7億5千9百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが13億4千1百万円の支出となり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ15億2千3百万円増加し、196億6千5百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

36億5千8百万円の収入（前連結会計年度32億3千3百万円の収入）となりました。主な内訳は、収入項目では税金等調整前当期純利益61億9千3百万円、減価償却費29億4千8百万円、支出項目では売上債権の増加額44億1千4百万円、法人税等の支払額15億3千1百万円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

7億5千9百万円の支出（前連結会計年度28億4千4百万円の支出）となりました。主な内訳は、支出項目では有形固定資産の取得による支出9億8千8百万円、収入項目では有価証券の償還による収入2億4千万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

13億4千1百万円の支出（前連結会計年度13億9千3百万円の支出）となりました。配当金の支払等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	対前年比（％）
医薬品事業	45,923	7.1％
機能食品事業	6,648	3.7％
合計	52,571	6.6％

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額は、消費税等抜きであります。
3. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	対前年比（％）
医薬品事業	12,135	△5.5％
機能食品事業	5,731	2.0％
合計	17,867	△3.2％

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額は、消費税等抜きであります。
3. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(3) 受注状況

当企業集団のほとんどは販売計画に基づいた生産であり、受注状況の記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	対前年比（％）
医薬品事業	55,746	6.1％
機能食品事業	11,558	5.4％
合計	67,304	5.9％

- (注) 1. 上記の金額は、消費税等抜きであります。
2. セグメント間取引については相殺消去しております。
3. 主な相手先への販売実績及び当該販売実績の総販売高に占める割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
(株)メディセオ	12,158	19.1	13,047	19.4
アルフレッサ(株)	11,206	17.6	11,911	17.7
(株)スズケン	10,796	17.0	11,290	16.8
東邦薬品(株)	6,511	10.2	6,888	10.2

3 【対処すべき課題】

(1) 現状認識と対処方針について

医薬品事業においては、薬価引下げ、後発医薬品の使用促進などの医療費抑制策が一層強化される中、一方では新製品開発に伴う研究開発費が増大するなど、業界を取り巻く環境は厳しさを増しています。機能食品事業においても、消費の低迷など厳しい経済環境の中、お客様からの品質や食の安全に対する要求はますます厳格化することが予想されます。

このような環境下で当社が目指す姿を実現するためには、従来にも増して改革を推し進め、企業として成長していく必要があります。第147期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）を初年度とする第四次5ヵ年中期経営計画では「改革と成長」のシナリオを描きました。

医薬品事業においては、泌尿器科や血液内科など当社が得意とする領域をターゲットに、病気でお困りの患者様を最優先に考え、有効性、安全性あるいは患者様のQOL面で他剤に比較して何かひとつでも優れた高品質で特長のある医薬品を創出、提供してまいります。そのため、研究開発では自社創薬、導入およびプロダクト・ライフサイクル・マネジメントを3本柱に開発パイプラインのさらなる充実を図り、着実かつ継続的な新製品の上市を実現します。生産面では高品質な原薬および製品を安定的に供給することによって社会からの信頼を得ることはもとより、ローコスト・マネジメントを推進し、コスト競争力の強化と収益性の向上を目指します。営業面では情報提供活動およびマーケティング活動において効率的かつ科学的な品目管理を実践するとともに、MR一人当たりの生産性を向上させ、新製品と在来品をバランスよく成長させてまいります。

機能食品事業においては、製薬企業としての高い技術力を活かして高品質の製品を提供してまいります。お客様のニーズに合致した製品開発に努め、重点品目やその拡販施策を明確化して効率的かつ計画的な事業推進に取り組み、業容の拡大を通じた成長と安定的収益体質の構築を実現します。

また、当社では「チャレンジ」、「スピード」、「インベスティゲーション」という行動指針を掲げています。綿密な調査・分析に基づく適正かつ迅速な経営判断のもと、重点分野には適切な経営資源配分を行うとともに、「存在意義のある会社」を目指し社員一人ひとりが働き甲斐と誇りを持って前向きに活動できるよう人材育成策の充実や人事諸制度の見直しを推進し、社員のモチベーションアップと成長を積極的に支援してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

－当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）－

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会で導入を決議し、同年6月28日開催の当社定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただきました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧対応方針」といいます。）につきまして、有効期限が平成22年6月29日開催の当社定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社の企業価値の向上および株主共同の利益確保の観点から、旧対応方針はなお有用であると判断し、関係法令の施行、改正などに伴う所要の修正を加えた上で、旧対応方針と実質的に同一の内容（以下、修正後の対応方針を「本対応方針」といいます。）にて更新することを平成22年5月14日開催の当社取締役会において決定いたしました。本対応方針につきましては、さらに平成22年6月29日に開催された当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その内容は下記のとおりです。

I. 基本方針の内容

当社取締役会は、当社株式に対するあらゆる大規模買付行為を否定するものではありません。当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。もっとも、株主の皆様が適切な判断をしていただくためには、大規模買付者および当社取締役会等からの十分な情報提供と、株主の皆様が検討を行うに相当な期間が必要不可欠であります（本対応方針における「大規模買付行為」および「大規模買付者」の定義等につきましては、後記「II. 1. 大規模買付ルールの概要 ① 大規模買付ルールの対象」をご参照ください。）。また、当社株式を売却せず継続的に保有するお考えの株主の皆様にとりまして、大規模買付者が指向する、当社の顧客、取引先、地域社会および従業員等の利害関係者に対する方針を含む経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であると考えます。

しかしながら、近年では株主の皆様への十分な情報提供もなく、あるいは取締役会からの意見・代替案の提示などを行う期間もないまま、一方的に大量の株式の買付が行われる例が見受けられます。当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合、当社の経営戦略の遂行に大きな影響を与えかねませんので、当社取締役会にかかる大規模買付行為の是非につき最終判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、また大規模買付者の意図する買収後の当社の経営方針が当社株主共同の利益および当社の企業価値の向上に資するものか否かを評価・検討する責務を負うと考えております。また、かかる評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を害するものであると判断した場合には、買収提案の内容を改善すべく大規模買付者と交渉すると共に、必要な場合は対抗措置を講ずる必要があると考えます。大規模買付ルールは、当社に対する買収

行為の一切を排除しようとするものではなく、あくまでも買収行為を行おうとする者が買収条件等について十分な情報を株主の皆様へ提供することを確保するとともに、当社取締役会と誠実かつ真摯に交渉する機会と時間を確保し、その結果、当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上の観点から、最適な結果を導くものであると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、以下の通り「大規模買付ルール」を設定し、大規模買付者に対してその遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告に基づき対抗措置を取ることができるものとします。これは、大規模買付者に対してその情報提供に関する合理的なルールを予め設定し大規模買付者にそのルールの遵守を求めることが、株主の皆様がより適切な判断をするために必要な情報を確保するために必要であると考えられるからです。また、かかるルールを予め設定し透明性を図ることは、かかるルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社および当社株主の皆様との利益となるような大規模買付行為に対してまで萎縮の効果を及ぼすことを未然に防止できるものと考えております。

II. 不適切な支配の防止のための取組み

1. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、それに基づき当社取締役会が一定期間、評価・検討を行い、それらを踏まえて当社株主の皆様が適切な判断ができる状態となった後、初めて大規模買付行為を開始することが認められる、というものです。大規模買付ルールの概要は下記の通りです。

① 大規模買付ルールの対象

本対応方針においては、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為を「大規模買付行為」とし、また当該買付を行う者を「大規模買付者」として、大規模買付ルールの遵守を求めます（ただし、買付行為の前に当該買付につき当社取締役会の承認がある場合を除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。）。

（注1）特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）である場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。

② 大規模買付ルール遵守誓約書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約書（以下「大規模買付ルール遵守誓約書」といいます。）を提出していただきます。なお、大規模買付ルール遵守誓約書には、大規模買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から大規模買付ルール遵守誓約書の提出があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに当社株主の皆様に対して開示します。

③ 大規模買付情報の提供とその開示

当社はこの大規模買付ルール遵守誓約書を受領した後5営業日以内に、当社株主の皆様および取締役会が当該大規模買付行為を評価・検討するために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、かかるリストに記載の情報を提供していただくこととします。なお、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的

に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の主要な項目は以下の通りです。

- ・大規模買付者の概要
- ・大規模買付行為の目的および内容
- ・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付けまたは調達先
- ・大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画
- ・大規模買付行為完了後における当社の顧客、取引先、地域社会および従業員等の利害関係者に対する方針等

これらの大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または特別委員会が判断した場合には、当社は適用ある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。なお、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様の開示します。

④ 特別委員会への諮問

当社は、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、社外監査役または社外有識者3名で構成される特別委員会を設置します。

当社取締役会が当社株主共同の利益および当社の企業価値を確保・向上する目的で対抗措置を取ると判断した場合は、大規模買付ルールへの遵守の有無にかかわらず、当社取締役会が対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の可否を諮問し、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づき当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。特別委員会の判断が、当社株主共同の利益の確保および当社の企業価値の向上に照らし、適切かつ効率的に行われるようにするため、特別委員会は当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の判断に原則として従います。但し、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。なお、この場合、株主の皆様に対し、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した理由を開示いたします。

また、特別委員会は、上記③で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断して取締役会に指示を与えると共に、取締役会が必要に応じて諮問する事項につき取締役会に対し勧告を行います。大規模買付者は、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて対抗措置を取るか否かに関する決議を行うまでは、大規模買付行為に着手することができないこととします。

⑤ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した日の翌日から起算して、60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日（上記以外の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます（但し、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大10日間延長できるものといたしますが、その場合、株主の皆様に対し、延長した理由および延長する日数を開示いたします。なお、特別委員会は取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに、取締役会に対して勧告を行うこととします。）。大規模買付行為は、取締役会評価期間（前述の勧告期限の延期がなされた場合は、これに伴う延長後の取締役会評価期間）の経過後にのみ開始されるべきものとします。従って、大規模買付行為が、取締役会評価期間の経過前に行われた場合には、大規模買付ルールが遵守されなかったこととなり、当社はそのことのみをもって対抗措置を取ることができるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取り纏め、株主の皆様を開示いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

2. 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、最終的には、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断していただくためです。

しかしながら、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が下記の①から⑥のいずれかに該当し、当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守るために対抗措置として、新株予約権を発行することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、新株予約権無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日ま

での間であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、原則として特別委員会の勧告に従います。但し、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。取締役会は、特別委員会の勧告の概要およびその判断の理由等について適時に株主の皆様へ情報開示を行います。

以下の①から⑥のいずれかに該当する場合において、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと合理的に認められる場合、当社は当該大規模買付行為に対して対抗措置を取ることができるものとします。当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。特別委員会は、当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置としての新株予約権の発行が許容されない旨を取締役に勧告します。

- ① 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で株式を当社および当社関係者に引き取らせる目的で行われる買付（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者等に委譲させる（いわゆる焦土化経営）目的で行われる買付
- ③ 経営支配後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等（ノウハウ、知的財産を含む）を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって株式を高値で売り抜ける目的で行われる買付
- ⑤ 上記①から④に定める以外に、大規模買付者が真摯に当社の合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による当社の支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- ⑥ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など株主に株券等の売却を事実上強要する恐れがある買収（但し、部分的公開買付であることをもって当然に本号に該当するものではない。）

3. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守るため、対抗措置として、新株予約権を発行することができます。この対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。因って大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

4. 本対応方針の有効期間

当社の経営戦略の遂行に当たり中長期的な経営体制・対応を必要とすることから、本対応方針の有効期間は、平成25年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

5. 本対応方針の廃止および変更

本対応方針の更新後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針更新に関する当社株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、特別委員会の承認を得た上、本対応方針を見直し、または変更する場合があります。

6. 本対応方針の株主・投資家に与える影響等

（１）本対応方針の更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の更新時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

（２）新株予約権の発行時に株主に与える影響

当社取締役会が新株予約権発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払い込みその他新株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります（但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができると定めた場合には、当社が取得の手続きを取れば、株主の皆様は、行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなり、この場合、こうした希釈化は生じません。）。

なお、当社取締役会が新株予約権の発行を中止した場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、株主の皆様が希釈化による格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

(3) 新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続き

①新株予約権の割当の手続き

当社取締役会において、新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。

その後、当社より、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、新株予約権無償割当の通知を行います。当該株主の皆様は、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

②新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、上記①における新株予約権無償割当の通知と併せて、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が大規模買付者でないこと等の誓約文言を含む当社の所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、新株予約権1個当たり1円を取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることになります。

但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができると定めた場合には、当社が手続きを取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社の所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

Ⅲ. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応方針は、上述の通り、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成22年6月29日開催の当社定時株主総会において本対応方針の是非につき、株主の皆様のご承認をいただきました。

加えて、本対応方針の有効期限は平成25年の当社定時株主総会終結の時と設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の更新に際し、特別委員会は、社外監査役または社外有識者から構成いたします。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。但し、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その勧告の概要および判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述の通り、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得することができること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることも

のとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっており、

(7) デッドハンド型またはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上述の通り、本対応方針は、当社株主総会または当社取締役会の決議で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、いわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を1年と定めているため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 法的規制などに関するリスク

当企業集団の主事業である医薬品事業と機能食品事業は、薬事法あるいは食品衛生法等の関連法規による厳格な規制があり、これらの法規の変更が行われる場合、製品の回収や販売の中止を余儀なくされることがあり、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、知的財産権の侵害や製造物責任等に関するリスクもあり、これらが発生したときも、場合によっては経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発に関するリスク

医薬品の研究開発には、巨額の資金と長い期間を要します。しかし、それが成果として新製品発売や技術導出として結実する確率は、決して高くありません。有用性が認められなかったり、安全性の問題で、途中で研究開発を断念する事態にいたった場合、投下した資金が回収できず、場合によっては当企業集団の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 副作用に関するリスク

医薬品は、十分な安全性試験と厳しい審査を経てから販売が承認されます。しかし、市販後に予測されなかった副作用があらわれ、販売中止・製品回収を余儀なくされた場合には、当企業集団の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 薬価改定に関するリスク

医療用医薬品の販売価格は、わが国の医療保険制度における薬価基準に基づいて設定しますが、この薬価基準は通常2年に一度の改定で概ね引き下げられます。この引き下げ幅の大きさによっては、当企業集団の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製造と仕入れに関するリスク

当企業集団は製造拠点を集約化し、生産効率を向上させております。その反面、自然災害等により製造拠点の操業が停止した場合、製品の供給が停止して経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また商品や重要な原料には、特定の取引先から供給されているものがありますので、その仕入れが停止した場合、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導出契約等

相手先 (国名)	契約の内容	対価の受取	締結年月	有効期間
明治製菓株式会社 (日本)	プルリフロキサシンの共同開発及び製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 売上高に応じた一定料率のロイヤリティ	1990. 8	特許の存続期間又は再審査期間のいずれか長い期間
アンジェリーニ社 (イタリア)	プルリフロキサシン製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 原末供給 (ロイヤリティ含む)	1993. 7	発売から15年又は対象特許の満了日までのいずれか長い期間
泰俊製薬 (韓国)	イルソグラジンマレイン酸塩製剤の製造・販売の実施許諾	契約一時金 原末供給	2002. 9	発売から6年
柳韓洋行 (韓国)	プルリフロキサシン製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 原末供給	2003. 2	発売から10年
サイトレックス社 (アメリカ)	NS-187 製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 売上高に応じた一定料率のロイヤリティ	2005. 12	販売期間中
アクテリオンファーマシューティカルズ社 (スイス)	NS-304製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 原末供給 売上高に応じた一定料率のロイヤリティ	2008. 4	発売から10年又は対象特許の満了日までのいずれか長い期間
柳英製薬 (韓国)	デキサメタゾンシペシル酸エステル製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 製剤供給 売上高に応じた一定料率のロイヤリティ	2008. 6	発売から15年
B L & H社 (韓国)	トリセノックス製剤の独占販売権許諾	契約一時金 製品供給 (ロイヤリティ含む)	2008. 11	オーファンドラッグの指定が満了する日まで又は販売承認から10年のいずれか長い期間
リーズ・ファーマ社 (香港)	プルリフロキサシン製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 原末供給 売上高に応じた一定料率のロイヤリティ	2009. 03	輸入承認から10年
	イルソグラジンマレイン酸塩製剤の販売権許諾	製剤供給 (ロイヤリティ含む)	2011. 2	契約発効日から10年
アルゴリズム社 (レバノン)	プルリフロキサシン製剤に関する特許権の実施許諾	契約一時金 原末供給 (ロイヤリティ含む)	2010. 10	発売から15年

(2) 販売契約等(導入)

相手先 (国名)	契約の内容	締結年月	有効期間
エバース社 (ドイツ)	エビプロスタット錠の供給、販売契約	1968. 4	2008年4月まで 以降5年毎更新
	エビプロスタット配合錠D Bの供給、販売契約	2005. 11	2015年11月まで 以降5年毎更新
レコルダティ社 (イタリア)	フラボキサート塩酸塩の供給契約	1975. 7	2008年12月まで 以降2年毎更新
ファイザー社 (アメリカ)	エストラムスチン製剤の供給、販売契約	1980. 7	2007年12月まで 以降3年毎更新
ロンザ社 (スイス)	エトドラクの供給契約	2007. 4	2010年12月まで 以降2年毎更新
ノバルティス コンシューマー ヘルス社 (スイス)	ラクチトールの供給、製剤の製造・販売契約	1988. 12	2010年12月まで 以降3年毎更新
ヤンセンファーマ株式会社 (日本)	リボスチン点鼻液の供給、販売契約	2000. 1	2010年12月まで 以降1年毎更新
	リボスチン点眼液の供給、販売契約	2000. 9	2011年1月まで 以降1年毎更新
株式会社日本点眼薬研究所 (日本)	アズノールうがい液4%の供給、販売契約	2001. 7	2017年8月まで 以降1年毎更新
東光薬品工業株式会社 (日本)	アムノレイク錠2mgの供給、販売契約	2001. 12	2020年6月まで 以降1年毎更新
サノフィ・アベンティス株式会社 (日本)	オドリック錠の供給、販売契約	2002. 8	2012年9月まで 以降1年毎更新
セファロン社 (アメリカ)	トリセノックス製剤の供給、販売契約	2002. 12	2017年12月まで
株式会社メドレックス (日本)	ヨードコート軟膏0.9%の供給、販売契約	2004. 7	2020年8月まで
ナイコメッド社 (オーストリア)	セリプロロールの供給契約	2005. 1	2007年12月まで 以降2年毎更新
バイエル薬品株式会社 (日本)	バイナス錠の供給、販売契約	2006. 4	2018年12月まで 以降1年毎更新
ノーベルファーマ株式会社 (日本)	ルナベル錠の供給、販売契約	2007. 11	2023年7月まで 以降1年毎更新
イーライリリーアンドカンパニー社 (アメリカ) 日本イーライリリー株式会社 (日本)	タダラフィル製剤の供給、販売契約	2009. 4	2022年12月まで 以降1年毎更新
グリュネンタール社 (ドイツ)	トラマドール塩酸塩の供給、製剤の製造・販売契約	2010. 1	2025年9月まで 以降2年毎更新
セルジーン・ロジスティクス社 (スイス)	アザシチジン製剤の供給、販売契約	2010. 8	2026年3月まで

(注) 上記の契約は、全て提出会社に係るものであります。

6【研究開発活動】

当企業集団は、人々の健康と豊かな生活創りに貢献することを基本理念として、国際的視野に基づく研究開発を志向し、ターゲットを絞った国際的新薬の創製、高品質の機能食品素材の開発に努めております。

当連結会計年度における研究開発費は94億1千4百万円で、対売上高比率14.0%であります。

①医薬品事業

研究開発に関しては、国内では、アルコール依存症患者の断酒補助剤「NS-11（一般名：アカンプロサートカルシウム）」について、平成24年3月に承認申請を行いました。非麻薬性鎮痛剤「NS-315（一般名：トラマドール塩酸塩）」は、非がん性慢性疼痛への効能追加について、申請に向けて準備中です。日本イーライリリー株式会社から導入した「LY450190（一般名：タダラフィル）」については、同社が、前立腺肥大症に伴う排尿障害治療剤として第三相試験を実施中です。経口持続性鎮痛剤「NS-24（一般名：トラマドール塩酸塩）」については、平成24年4月にがん疼痛および非がん性慢性疼痛を対象とした第三相試験を開始しました。肺動脈性肺高血圧症治療剤「ACT-064992（一般名：マシテンタン）」については、アクテリオン ファーマシューティカルズ ジャパン株式会社と共同で第三相試験を準備中です。肺高血圧症治療剤「NS-304（一般名：セレキシパグ）」については、アクテリオン ファーマシューティカルズ ジャパン株式会社と共同で、肺動脈性肺高血圧症、慢性血栓塞栓性肺高血圧症を対象とした第二相試験を実施中です。抗そう痒剤「NS-141」については、第二相の探索的試験を終了し、次試験に向けて準備中です。

海外では、合成抗菌剤「ブルリフロキサシン」については、中国において導出先のリーズ・ファーマ社（香港）が第三相試験を準備中です。「NS-304」については、導出先のアクテリオン ファーマシューティカルズ社（スイス）が肺動脈性肺高血圧症を対象とした第三相試験を実施中です。サイトレックス社（米国）へ導出したチロシンキナーゼ阻害剤「NS-187（一般名：パフェチニブ）」については、B細胞性慢性リンパ性白血病、進行性前立腺がんを対象とした第二相試験を実施中です。骨髄線維症治療剤「NS-018」については、米国において第一/二相試験を実施中です。

当連結会計年度の研究開発費は、91億3千3百万円であります。

②機能食品事業

医薬品事業で培った高度な技術と厳しい品質管理ノウハウを活用し、機能食品素材の研究開発を行っております。

当連結会計年度における研究開発費は2億8千1百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当企業集団の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値および偶発債務の開示、ならびに当該会計期間における収益・費用の報告数値に与える見積りおよび仮定の設定を行っております。諸取引額および当該引当計上額、投資等に関する見積りおよび判断に対して、継続的に評価しております。その見積りおよび判断は過去の実績ならびに状況に即して合理的と考えられるものを基礎としておりますが、見積り等の不確実性があり、実際の結果は異なる場合があります。

当社では、以下の重要な会計方針が、特に当企業集団の連結財務諸表の見積りおよび判断に重要な影響を及ぼしていると考えております。

①収益

当企業集団の売上は、製・商品出荷時を基準としており、卸売業者への販売手数料を回収実績に応じ、見積り控除しております。

②諸引当金

別掲しております引当金の計上基準に基づいて計上しております。

③投資

円滑な長期的取引関係の維持のため上場・非上場株式の少数持分を所有しており、通常時価相当額が簿価の一定率を下回った場合、減損処理をしております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

①概要

売上高は673億4百万円と対前連結会計年度比5.9%の増収となりました。営業利益は60億1千2百万円と対前連結会計年度比16.1%の増益、経常利益は61億9千3百万円と対前連結会計年度比13.1%の増益、当期純利益は法定実効税率の変更に伴い法人税等調整額が増加したことなどから、37億1千5百万円と対前連結会計年度比6.1%の減益となりました。

②売上高

医薬品事業では、アレルギー性鼻炎・結膜炎治療剤「リボスチン」やアレルギー性鼻炎治療剤「バイナス」、非ステロイド性鎮痛・抗炎症剤「ハイベン」等の売上が減少しましたが、月経困難症治療剤「ルナベル」、肺動脈性肺高血圧症治療剤「アドシルカ」等の売上が伸長しました。また、平成23年3月に発売した骨髄異形成症候群治療剤「ビダーザ」の売上が大きく寄与し、売上高は557億4千6百万円と対前連結会計年度比6.1%の増収となりました。

機能食品事業では、加工食品業界、健康食品業界とも厳しい状況が続くなか、健康食品素材は売上に大きく伸ばし、ニュートリション素材、品質安定保存剤も伸長、たん白製剤は堅調に推移しました。その結果、売上高は115億5千8百万円と対前連結会計年度比5.4%の増収となりました。

③販売費及び一般管理費

販売促進費が減少したものの、研究開発費の増加等により、285億8千8百万円と対前連結会計年度比1.6%の増加となりました。

④営業外損益

営業外損益の純額では、1億8千万円の利益と、前連結会計年度に比べ1億1千5百万円減少しました。受取配当金の減少や、投資有価証券売却損119百万円を計上したことによるものです。

⑤特別損益

当連結会計年度は、特別損益はありません。前連結会計年度において特別利益として、過年度工業所有権等収益5億9千1百万円、特別損失として、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額1億3千3百万円を計上しております。

⑥法人税等

法人税等の増加は法定実効税率の変更に伴い、法人税等調整額が増加したことによるものです。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

医薬品事業においては、薬価引き下げ、後発医薬品の使用促進などの医療費抑制策が一層強化される中、一方では新製品開発に伴う研究開発費が増大するなど、業界を取り巻く環境は厳しさを増しています。機能食品事業においても、消費の低迷など厳しい経済環境の中、お客様からの品質や食の安全に対する要求はますます厳格化することが予想されます。

（４）戦略的現状と見通し

当企業集団は、「人々の健康と豊かな生活創りに貢献する」ことを経営理念とし、ヘルスケア分野で社会になく
てはならない事業体として、社会から信頼され、尊敬される存在、すなわち「存在意義のある会社」を目指してい
ます。この経営理念のもと、目指す姿を実現するための基本方針として以下の3項目を「経営方針」に掲げていま
す。

- 高品質で特長のある製品を提供する。（顧客）
- 社会からの信頼を得る。（社会）
- 一人ひとりが成長する。（社員）

この経営方針に基づき、当社は医薬品事業ならびに機能食品事業を事業内容として患者様やお客様のニーズにお
応えする製品を提供してまいります。それにより社会からの信頼を得るとともに競争力と収益性を高め、企業価値
の最大化を目指します。

翌連結会計年度の見通しについて、医薬品事業においては、後発品処方促進策や薬価改定の影響はあるものの、
「ビダーザ」や「ルナベル」、「エリザス」等新製品群のさらなる伸長により増収を見込んでいます。

機能食品事業においては、重点品目への取組みを強化して販路を拡大するとともに、新製品開発に一層注力するこ
とで、増収を見込んでいます。

以上を踏まえ、売上高は691億円、営業利益64億円、経常利益66億円、当期純利益42億円を見込んでおります。

（５）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当企業集団の資金状況は、前連結会計年度13億5百万円の支出に対して、当連結会計年度は15億2千3百万円の収入
となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、36億5千8百万円の収入となりました。主な内訳は、収入項目では税金等調
整前当期純利益61億9千3百万円、減価償却費29億4千8百万円、支出項目では売上債権の増加額44億1千4百万円、法人
税等の支払額15億3千1百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、7億5千9百万円の支出となりました。主な内訳は、支出項目では有形固定
資産の取得による支出9億8千8百万円、収入項目では有価証券の償還による収入2億4千万円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは、13億4千1百万円の支出となりました。配当金の支払等によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の期末残高は196億6千5百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、製造設備、研究開発設備・機器への投資等により、9億6千7百万円となりました。このうち無形固定資産への投資は8千9百万円で、その主な内容は研究用システムの構築であります。

医薬品事業では、8億8千5百万円の設備投資を行いました。その主な内容は、製造設備、研究開発設備・機器への投資であります。

機能食品事業では、8千2百万円の設備投資を行いました。その主な内容は、研究開発設備・機器への投資であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器 具及び備 品	合計	
本社及び研究所 (京都市南区)	全社共通 医薬品事業 機能食品事業	研究開発設備 その他の設備	2,205	34	1,860 (29,292)	338	4,439	680
東部創薬研究所 (茨城県つくば市)	医薬品事業	医薬品研究開 発設備	661	0	1,519 (18,107)	25	2,205	20
小田原総合製剤工場 (神奈川県小田原市)	医薬品事業	医薬品生産設 備	1,915	1,101	239 (65,731)	81	3,338	160
千歳合成工場及び千歳食品 工場 (北海道千歳市)	医薬品事業 機能食品事業	医薬品及び機 能食品生産設 備	547	98	455 (56,759)	11	1,112	23
東京支社及び東京支店 (東京都中央区)	全社共通 医薬品事業 機能食品事業	その他の設備	349	—	3,213 (670)	10	3,573	81
大阪支店 (大阪市中央区)	医薬品事業	同上	207	—	34 (952)	3	244	74

(注) 帳簿価額には建設仮勘定を含んでおりません。

(2) 国内子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器 具及び備 品	合計	
シオエ製薬 (株)	本社及び工場 (兵庫県尼崎 市)	医薬品事業 機能食品事業	医薬品及び機 能食品生産設 備	402	94	1 (5,861)	14	512	50
タジマ食品 工業(株)	本社及び工場 (兵庫県豊岡 市)	医薬品事業 機能食品事業	医薬品及び機 能食品生産設 備	645	230	117 (19,442)	19	1,013	78

(注) 帳簿価額には建設仮勘定を含んでおりません。

(3) 在外子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器 具及び備 品	合計	
NS Pharma, Inc.	本社 (米国ニュージ ャージー州)	医薬品事業	その他の設備	—	—	—	0	0	1

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
(提出会社) 各工場	医薬品事業 機能食品事業	生産設備	600	325	平成23年4月	平成26年3月
各研究所	医薬品事業	研究設備	1,100	105	平成23年4月	平成26年3月
本社他	医薬品事業 機能食品事業	その他の設備	600	—	平成23年4月	平成26年3月

(注) 1. 今後の要支払額の資金調達については、自己資金によりまかなう予定であります。

2. 金額は消費税等抜きであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,251,484	70,251,484	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	70,251,484	70,251,484	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成7年5月19日	11,708	70,251	—	5,174	—	4,438

(注) 上記は、普通株式1株を1.2株に分割したことによるものです。

(6)【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	40	30	108	133	－	4,970	5,281	－
所有株式数（単元）	－	34,105	297	7,927	12,616	－	14,419	69,364	887,484
所有株式数の割合（％）	－	48.55	0.43	11.33	17.97	－	21.72	100.00	－

(注) 自己株式2,757,573株は「個人その他」に2,757単元及び「単元未満株式の状況」に573株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	6,486	9.23
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,869	6.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番地3号	3,391	4.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,315	4.72
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700番地	3,090	4.40
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,974	4.23
パーシング ディヴィジョン オブ ドナルドソンラフキン アンド ジェンレット エスイーシー コーポレイション	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A	2,958	4.21
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,958	2.79
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	1,732	2.47
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,647	2.34
計	—	32,422	46.15

(注) 1. 上記所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社6,516千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社3,391千株

2. 上記のほか、自己株式が2,757千株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,757,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 66,607,000	66,607	—
単元未満株式	普通株式 887,484	—	—
発行済株式総数	70,251,484	—	—
総株主の議決権	—	66,607	—

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本新薬株式会社	京都市南区吉祥院 西ノ庄門口町14番地	2,757,000	—	2,757,000	3.92
計	—	2,757,000	—	2,757,000	3.92

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	17,485	17,094,862
当期間における取得自己株式	2,979	2,915,847

（注）当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （単元未満株式の買増請求による売渡）	480	360,835	680	515,148
保有自己株式数	2,757,573	—	2,759,872	—

（注）当期間における保有自己株式数は、平成24年5月31日現在のものです。

3 【配当政策】

当社は企業価値の最大化を目指す基本方針に基づき、研究開発体制を強化して開発パイプラインの充実に取り組みとともに、激化する競争に耐え得る企業体制の整備を行うための内部留保の充実を図り、更なる経営基盤の強化に努めます。

株主の皆様への適切な利益還元については、業績連動型の配当として連結配当性向30%前後の配当を行う方針です。配当性向の算定にあたっては、特別損益を除外する場合があります。また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をする事ができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年11月8日 取締役会決議	607	9
平成24年6月28日 定時株主総会決議	674	10

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	1,226	1,408	1,341	1,210	1,116
最低(円)	903	810	871	706	855

(注) 最高及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	997	935	959	967	995	1,060
最低(円)	900	863	855	888	880	975

(注) 最高及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		前川 重信	昭和28年1月18日	昭和51年4月 当社入社 平成4年3月 日本経営者団体連盟出向 平成14年4月 経営戦略室経営企画部長 平成16年4月 執行役員 平成17年6月 取締役 平成17年6月 経営企画、経理・財務、情報システム 担当兼経営企画部長 平成18年6月 常務取締役 平成19年4月 経営企画、経理・財務、情報システム 担当 平成19年6月 代表取締役社長（現任）	(注) 2	41
常務取締役	経営企画担当	福島 和夫	昭和22年3月24日	昭和46年4月 当社入社 平成12年4月 経理本部総合情報システムセンター 情報システム企画室長 兼第二情報システム室長 平成14年4月 経営戦略室IT企画部長 平成17年4月 情報システム統括部長 平成19年4月 執行役員 経営企画部長 平成20年6月 取締役 平成20年6月 経営企画担当（現任） 平成23年6月 常務取締役（現任）	(注) 2	16
取締役	機能食品 カンパニー COO	足立 博司	昭和30年12月5日	昭和54年4月 当社入社 平成15年4月 機能食品事業部食品営業統括部長 平成17年4月 機能食品カンパニー食品営業統括部長 平成17年7月 執行役員 平成18年6月 取締役（現任） 平成18年6月 機能食品カンパニーCOO 兼食品営業統括部長 平成20年4月 機能食品カンパニーCOO（現任）	(注) 2	19
取締役	CSR・ 経営管理担当	由良 能郎	昭和27年4月2日	昭和52年4月 当社入社 平成6年3月 日本経営者団体連盟出向 平成15年4月 広報部長 平成19年4月 人事部長 平成20年6月 取締役（現任） 平成20年6月 CSR・経営管理担当（現任）	(注) 2	14
取締役	サプライチェ ーン・信頼性 保証担当	田中 次男	昭和28年3月23日	昭和55年4月 当社入社 平成18年4月 事業開発企画部長 平成19年7月 国際事業部長 平成20年3月 生産管理・資材調達センター所長 兼国際事業部長 平成20年4月 生産管理・資材調達センター所長 平成20年6月 取締役（現任） 平成20年6月 サプライチェーン・信頼性保証担当 （現任）	(注) 2	23
取締役	研究開発担当	松浦 明	昭和28年3月1日	昭和63年4月 当社入社 平成16年4月 研究開発本部創薬研究所化学研究部長 平成19年4月 研究開発本部医薬開発センター創薬研 究所所長 平成20年4月 執行役員 研究開発本部創薬研究所所長 平成22年6月 取締役（現任） 平成22年6月 研究開発担当兼研究開発本部長 （現任）	(注) 2	6
取締役	営業担当	湯野 哲康	昭和30年4月9日	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 営業本部営業推進統括部広島支店長 平成23年4月 営業本部長 平成23年6月 取締役（現任） 平成23年6月 営業担当兼営業本部長（現任）	(注) 2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		鳥山 陽一	昭和21年4月30日	昭和44年4月 当社入社 昭和63年3月 日本経営者団体連盟出向 平成10年10月 営業本部近畿本部総務部長 平成11年7月 経営企画室広報部長 平成15年4月 法務部長 平成16年6月 常勤監査役(現任)	(注)4	12
常勤監査役		亀山 賢二	昭和27年7月15日	昭和52年4月 当社入社 平成18年7月 研究開発本部 知財・ライセンスセンター 国際開発部長 平成19年4月 研究開発本部 知財・ライセンスセンター ライセンス部長 平成24年4月 研究開発本部事業開発統括部 ライセンス部次長 平成24年6月 常勤監査役(現任)	(注)4	—
監査役		田辺 保雄	昭和39年1月4日	平成5年4月 大阪弁護士会登録 平成9年1月 京都弁護士会登録替え 田辺法律事務所入所 平成16年6月 当社監査役(現任)	(注)4	3
監査役		鈴間 能成	昭和21年3月10日	昭和43年4月 大阪ガス㈱入社 平成11年6月 同社理事・経理部長 平成14年6月 同社取締役経理部長 平成16年6月 ㈱アーバネックス代表取締役社長 平成21年6月 大阪ガスビジネスクリエイト㈱ 常勤監査役 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)3	—
計						140

- (注) 1. 監査役 田辺保雄及び鈴間能成は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

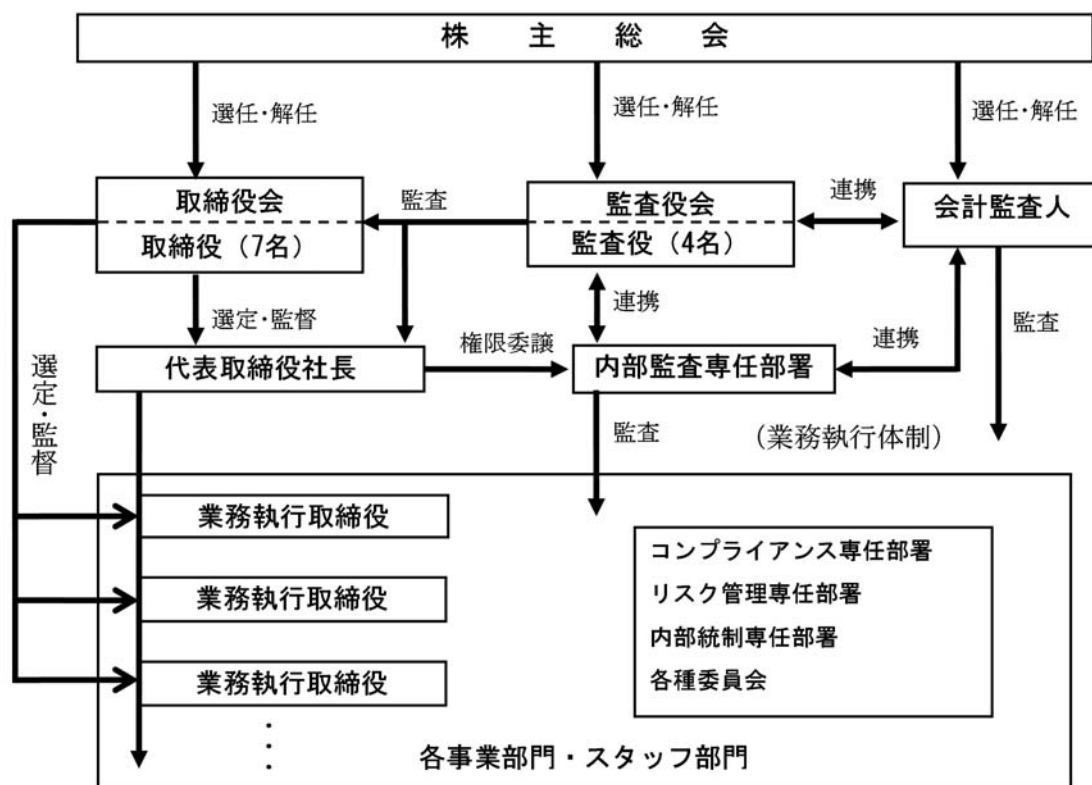
当社は、社会貢献を通じて企業価値を向上させるために、経営の透明性を確保し、すべてのステークホルダー（利害関係者）への説明責任を果たすことが経営の最重要課題のひとつであると認識しております。そのためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であり、企業統治体制のさらなる充実にむけて取り組んでおります。

1) 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は、取締役7名と監査役4名（うち社外監査役2名）からなる監査役会設置会社です。

会社の機関・内部統制の関係は、以下に示す通りであります。



・企業統治の体制を採用する理由

当社では、取締役については、その経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対して最適な経営体制を機動的に構築するため、任期を1年としております。すべての取締役会および事業に関する重要な会議には監査役が出席する体制で、社外監査役は2名とも当社からの独立性が確保されており、監査役会による経営監視機能が十分働いていると判断しております。

・内部統制システムの整備の状況

取締役会は代表取締役社長、常務取締役、取締役5名の合計7名で構成されており、経営の最高意思決定機関としての役割を持ち、原則月1回開催し、取締役会規則に定める重要業務の決定と業務執行状況の監督を行っております。当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の取締役会開催は17回でした。取締役会に提案すべき案件の内、事前に検討を要する重要な事案については、取締役および監査役全員の出席のもと、起案部門による事前説明が行われ、事案の細部におよぶ質疑応答を行っています。

当社は、人間尊重を第一義として、常に社会貢献を念頭におき、より高い倫理観をもって行動すべく努力を重ねております。このことが、企業価値を向上させることに密接に関連するものと認識しております。内部統制システムもその手段であり、事業体を構成するすべての人々により実施されるプロセスです。法令を遵守し、事業の有効性と効率性を求め、それらから導き出される財務報告の信頼性を確保するという目的達成にむけて合理的な保証を提供するものと考えております。当社取締役会は「内部統制システムの構築に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 日本新薬グループ行動規範を遵守した企業経営を行う。
- (2) 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準に基づき、監査役の監査を受ける。

- (3) 取締役の職務執行に係るコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令もしくは社内規程等で定めるところに従い、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
- (3) 必要に応じて取締役及び監査役が常時閲覧・謄写することができる体制を構築する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント基本規程に則り、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
- (2) 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針及び対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役及び各業務執行取締役並びに各執行役員は、業務分掌並びに取締役規程及び執行役員規程に基づき、業務の執行を行う。
- (2) 定例の取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、緊急に意思決定を要する場合等必要に応じて、法令及び定款その他社内規則に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- (3) 取締役会において、中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、企業全体の目標を設定し、執行体制を確保する。

V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 日本新薬グループ行動規範の遵守を徹底させ、使用人の意識向上を図る。
- (2) 日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程に則り、コンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括部門において、部門責任者のリーダーシップのもとでコンプライアンスを推進する。
- (3) 使用人の職務執行に係るコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。
- (4) 内部監査部門が定期的に内部監査を実施する。

VI. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 日本新薬グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、日本新薬グループ行動規範、グループ会社管理規程などのグループとしての規範、規則に基づいた管理を実施する。
- (2) 内部監査部門は、日本新薬グループにおける内部監査を実施し、日本新薬グループの業務全般にわたる業務執行の有効性と妥当性を確保する。
- (3) 日本新薬グループ役職員におけるコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。

VII. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その職務内容に応じた能力を有する使用人を配置する。

VIII. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人は、取締役から独立し、人事異動・考課は監査役会の同意を要する。

IX. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、監査役に対し、取締役会等の重要な会議において適宜その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は直ちに監査役会に報告する。
- (3) 監査役は、監査役会規則に従い、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。

X. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
- (2) 監査役会は、内部監査部門と緊密な連携をとることができる。

当社は従前よりコンプライアンスの推進に努めてまいりましたが、平成19年度より、関連会社を含む日本新薬グループとして取組むべく「日本新薬グループ 行動規範」を制定し、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」を設け、さらなる企業倫理の啓発・遵守に努めてまいっているところであります。また、リスク管理を含む内部統制全般についてもグループ企業にまで広げ、CSR・内部統制推進部を核として機能強化を図っております。さらに社長直轄部門である監査部の内部監査により、各業務の執行を確認しております。

・リスク管理体制の整備の状況

リスクの管理につきましては、リスクを適切に管理することによりリスクの発生を予防することおよびリスクが発生した場合にかかる損失を最小限に止めること、ならびに、法令・社内規程等の遵守を徹底し、適正な内部統制システムを構築・運用することにより当社グループの健全な成長と企業価値の向上を図ることを目的とする「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役会を最高責任機関、またCSR・内部統制推進部リスクマネジメント課をリスクマネジメントの担当組織としたリスク管理体制をとっております。

2) 内部監査および監査役監査の状況

監査役会は、監査役4名体制で、常勤監査役2名と非常勤社外監査役2名により構成されています。監査役は取締役会に出席するなど、監査機能の充実に努めております。また、代表取締役直属の組織である監査部が8名体制で内部監査規程に則った業務監査を実施しております。監査役は監査部との間で、連携を密にすべく定例的な会合および必要に応じた適宜の方法を通じて、相互に監査計画および監査実施結果等を報告するとともに、協議、意見交換を行っております。

3) 会計監査の状況

会計監査人については有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適正な会計処理および透明な経営の確保に努めております。トーマツの指定有限責任社員の公認会計士の氏名および継続監査年数は次の通りです。木村幸彦氏：1年、岩淵貴史氏：3年。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、会計士補等9名、その他1名であります。

4) 社外取締役および社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。当社と社外監査役との間には、特別な利害関係はございません。

当社は、社外監査役が当社から独立した第三者の立場で企業統治を監視する機能を重要視しており、社外監査役の選任に際しては、当社からの独立性を基本に候補を選定しております。

社外監査役田辺保雄氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけていると考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外監査役鈴間能成氏は、大阪ガス株式会社およびその関係会社において、経理をはじめとして企業経営に直接関与された経験があり、財務および会計に関する相当の知見を有するものであり、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけていると考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は過去において大阪ガス株式会社の取締役であり、その関係会社の役員でありましたが、当社と同社及びその関係会社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

以上のことから、両氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任しております。

当社は社外役員の独立性に関する基本方針は定めておりませんが、選任にあたっては、上場証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

なお、社外監査役と監査役会、会計監査人、内部監査部門は、常に相互に連携をとり、内部統制部門とは常に情報交換を行う体制となっております。

当社は社外取締役を選出しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員をはじめとする使用人による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されていることにより、外部からの経営監視が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

5) 役員報酬等

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役	249	171	77	8
監査役 (社外監査役を除く。)	33	33	—	2
社外役員	18	18	—	3

(注) 平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会終結をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役職による水準と役員の業績によって決定されます。その内容は、月額報酬は役職に応じた定額に各役員の業績を加味（取締役のみ）して決定し、賞与部分（取締役のみ）は営業利益に連動し、役職に応じて一定の割合を乗じた金額に各役員の業績を加味して決定しております。

6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

9) 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

1 0) 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

1 1) 株式の保有状況

①投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

64銘柄 11,166百万円

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,824,930	1,852	取引関係の維持・強化
㈱京都銀行	1,999,014	1,471	取引関係の維持・強化
田辺三菱製薬㈱	830,000	1,120	取引関係の維持・強化
三菱商事㈱	404,457	933	取引関係の維持・強化
小野薬品工業㈱	149,100	609	協力関係の構築
㈱メディopalホールディングス	791,710	582	取引関係の維持・強化
東京海上ホールディングス㈱	222,780	495	取引関係の維持・強化
㈱ジーエス・ユアサコーポレーション	708,000	391	取引関係の維持・強化
東邦ホールディングス㈱	325,453	295	取引関係の維持・強化
オリンパス㈱	120,000	277	協力関係の構築
アルフレッサホールディングス㈱	80,696	257	取引関係の維持・強化
㈱堀場製作所	100,000	243	協力関係の構築
三菱倉庫㈱	260,000	241	取引関係の維持・強化
日本写真印刷㈱	124,927	224	取引関係の維持・強化
㈱スズケン	93,619	205	取引関係の維持・強化
㈱松風	270,000	203	協力関係の構築
㈱島津製作所	206,000	152	取引関係の維持・強化

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
宝ホールディングス(株)	300,000	123	取引関係の維持・強化
オムロン(株)	49,000	114	取引関係の維持・強化
(株)ワコールホールディングス	106,000	111	取引関係の維持・強化
養命酒製造(株)	123,000	96	協力関係の構築
キリンホールディングス(株)	79,000	86	取引関係の維持・強化
丸大食品(株)	327,524	85	取引関係の維持・強化
日本ハム(株)	77,000	80	取引関係の維持・強化
(株)たけびし	154,000	62	取引関係の維持・強化
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	76,734	51	取引関係の維持・強化
野村ホールディングス(株)	100,887	43	取引関係の維持・強化
ダイト(株)	30,000	33	取引関係の維持・強化
鳥居薬品(株)	16,848	27	協力関係の構築
(株)滋賀銀行	63,000	27	取引関係の維持・強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,824,930	1,987	取引関係の維持・強化
(株)京都銀行	1,999,014	1,501	取引関係の維持・強化
田辺三菱製薬(株)	830,000	963	取引関係の維持・強化
(株)メディパルホールディングス	791,710	848	取引関係の維持・強化
三菱商事(株)	404,457	776	取引関係の維持・強化
小野薬品工業(株)	149,100	687	協力関係の構築
東京海上ホールディングス(株)	222,780	505	取引関係の維持・強化
東邦ホールディングス(株)	325,453	478	取引関係の維持・強化
(株)ジーエス・ユアサコーポレーション	708,000	321	取引関係の維持・強化
アルフレッサホールディングス(株)	80,696	317	取引関係の維持・強化
(株)堀場製作所	100,000	283	協力関係の構築
三菱倉庫(株)	260,000	254	取引関係の維持・強化
(株)スズケン	93,619	238	取引関係の維持・強化
(株)松風	270,000	235	協力関係の構築
宝ホールディングス(株)	300,000	168	取引関係の維持・強化
(株)島津製作所	206,000	153	取引関係の維持・強化
日本写真印刷(株)	124,927	135	取引関係の維持・強化
丸大食品(株)	327,524	105	取引関係の維持・強化

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ワコールホールディングス	106,000	103	取引関係の維持・強化
養命酒製造(株)	123,000	97	協力関係の構築
オムロン(株)	49,000	87	取引関係の維持・強化
キリンホールディングス(株)	79,000	84	取引関係の維持・強化
日本ハム(株)	77,000	80	取引関係の維持・強化
(株)たけびし	154,000	69	取引関係の維持・強化
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	76,734	54	取引関係の維持・強化
ダイト(株)	30,000	38	取引関係の維持・強化
野村ホールディングス(株)	100,887	36	取引関係の維持・強化
(株)滋賀銀行	63,000	31	取引関係の維持・強化
鳥居薬品(株)	16,848	26	協力関係の構築
江崎グリコ(株)	24,006	23	取引関係の維持・強化

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	39	3	38	1
連結子会社	—	—	—	—
計	39	3	38	1

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

記載事項はありません。

(当連結会計年度)

記載事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、英文財務報告書（アニュアルレポート）の英文による表記・表現の指導・監修業務、海外コンサルティングに関する助言・指導業務等を委託し、その対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、英文財務報告書（アニュアルレポート）の英文による表記・表現の指導・監修業務等を委託し、その対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査局面別の監査時間、単位あたりの報酬額、業務の特性、他社状況等を勘案しまして、適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の資料及び情報を適宜入手しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行うセミナー等に定期的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,424	12,387
受取手形及び売掛金	27,573	※2 31,988
有価証券	7,009	7,599
商品及び製品	6,908	6,843
半製品	1,029	1,247
仕掛品	362	189
原材料及び貯蔵品	3,248	3,644
繰延税金資産	1,518	1,635
その他	1,675	796
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	60,749	66,333
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	26,076	26,146
減価償却累計額	△17,852	△18,517
建物及び構築物（純額）	8,224	7,629
機械装置及び運搬具	12,148	12,577
減価償却累計額	△10,683	△10,976
機械装置及び運搬具（純額）	1,465	1,601
工具、器具及び備品	9,263	9,184
減価償却累計額	△8,452	△8,611
工具、器具及び備品（純額）	811	572
土地	8,118	8,030
建設仮勘定	203	1
有形固定資産合計	18,823	17,835
無形固定資産	672	566
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 11,002	※1 11,170
繰延税金資産	450	199
長期前払費用	8,866	8,111
その他	2,210	2,123
貸倒引当金	△37	△37
投資その他の資産合計	22,492	21,568
固定資産合計	41,988	39,971
資産合計	102,737	106,304

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,297	※2 5,019
未払金	2,805	3,104
未払費用	1,025	1,164
未払法人税等	598	1,294
未払消費税等	329	445
賞与引当金	2,319	2,366
その他	527	567
流動負債合計	12,902	13,961
固定負債		
繰延税金負債	0	0
退職給付引当金	7,718	7,357
その他	423	418
固定負債合計	8,142	7,776
負債合計	21,044	21,738
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,174	5,174
資本剰余金	4,444	4,445
利益剰余金	71,108	73,541
自己株式	△2,058	△2,075
株主資本合計	78,669	81,085
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,880	3,328
繰延ヘッジ損益	2	1
為替換算調整勘定	△36	△41
その他の包括利益累計額合計	2,845	3,289
少数株主持分	177	191
純資産合計	81,692	84,566
負債純資産合計	102,737	106,304

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	63,525	67,304
売上原価	※2 30,218	※2 32,702
売上総利益	33,307	34,601
返品調整引当金戻入額	25	—
差引売上総利益	33,332	34,601
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	7,550	7,639
賞与引当金繰入額	1,485	1,545
退職給付引当金繰入額	1,045	1,065
減価償却費	375	372
研究開発費	8,967	9,414
販売促進費	1,254	1,085
その他	7,472	7,466
販売費及び一般管理費合計	※1 28,151	※1 28,588
営業利益	5,181	6,012
営業外収益		
受取利息	41	28
受取配当金	325	260
受取賃貸料	366	338
受取補償金	99	8
業務受託料	—	105
その他	306	116
営業外収益合計	1,140	858
営業外費用		
支払利息	9	9
寄付金	270	199
為替差損	277	77
固定資産処分損	21	7
賃貸費用	108	111
投資有価証券売却損	—	119
その他	156	152
営業外費用合計	844	677
経常利益	5,477	6,193
特別利益		
過年度損益修正益	※3 591	—
特別利益合計	591	—
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	133	—
特別損失合計	133	—
税金等調整前当期純利益	5,935	6,193
法人税、住民税及び事業税	1,859	2,229
法人税等調整額	99	230
法人税等合計	1,959	2,459
少数株主損益調整前当期純利益	3,975	3,734
少数株主利益	17	18
当期純利益	3,958	3,715

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,975	3,734
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,314	448
繰延ヘッジ損益	△0	△0
為替換算調整勘定	△11	△4
その他の包括利益合計	△1,326	※1 443
包括利益	2,649	4,177
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,631	4,158
少数株主に係る包括利益	17	18

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,174	5,174
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,174	5,174
資本剰余金		
当期首残高	4,444	4,444
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	4,444	4,445
利益剰余金		
当期首残高	68,433	71,108
当期変動額		
剰余金の配当	△1,283	△1,282
当期純利益	3,958	3,715
当期変動額合計	2,675	2,432
当期末残高	71,108	73,541
自己株式		
当期首残高	△2,018	△2,058
当期変動額		
自己株式の取得	△40	△17
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△39	△16
当期末残高	△2,058	△2,075
株主資本合計		
当期首残高	76,033	78,669
当期変動額		
剰余金の配当	△1,283	△1,282
当期純利益	3,958	3,715
自己株式の取得	△40	△17
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	2,635	2,416
当期末残高	78,669	81,085

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,194	2,880
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,314	448
当期変動額合計	△1,314	448
当期末残高	2,880	3,328
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	2	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	2	1
為替換算調整勘定		
当期首残高	△25	△36
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11	△4
当期変動額合計	△11	△4
当期末残高	△36	△41
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,172	2,845
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,326	443
当期変動額合計	△1,326	443
当期末残高	2,845	3,289
少数株主持分		
当期首残高	164	177
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	13
当期変動額合計	13	13
当期末残高	177	191
純資産合計		
当期首残高	80,370	81,692
当期変動額		
剰余金の配当	△1,283	△1,282
当期純利益	3,958	3,715
自己株式の取得	△40	△17
自己株式の処分	1	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,313	457
当期変動額合計	1,322	2,873
当期末残高	81,692	84,566

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,935	6,193
減価償却費	3,116	2,948
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△511	△360
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△68	46
受取利息及び受取配当金	△367	△289
支払利息	9	9
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	119
固定資産処分損益 (△は益)	21	△3
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	133	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,756	△4,414
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△682	△377
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	493	721
仕入債務の増減額 (△は減少)	606	△278
未払消費税等の増減額 (△は減少)	28	116
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△442	564
為替差損益 (△は益)	290	30
その他	△409	△116
小計	5,397	4,908
利息及び配当金の受取額	366	290
利息の支払額	△9	△9
法人税等の支払額	△2,520	△1,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,233	3,658
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△84	△344
定期預金の払戻による収入	92	94
有価証券の取得による支出	△139	△20
有価証券の償還による収入	619	240
投資有価証券の取得による支出	△568	△5
投資有価証券の売却及び償還による収入	126	171
有形固定資産の取得による支出	△1,588	△988
有形固定資産の売却による収入	6	31
無形固定資産の取得による支出	△298	△128
長期前払費用の取得による支出	△1,047	—
その他	37	190
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,844	△759
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,281	△1,281
自己株式の取得による支出	△40	△17
その他	△71	△42
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,393	△1,341
現金及び現金同等物に係る換算差額	△301	△34
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,305	1,523
現金及び現金同等物の期首残高	19,447	18,142
現金及び現金同等物の期末残高	※1 18,142	※1 19,665

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

シオエ製薬(株)

タジマ食品工業(株)

NS Pharma, Inc.

(ロ) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

ローヤル(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社(ローヤル(株))は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法の適用の会社数

該当ありません。

(ロ) 持分法を適用していない非連結子会社1社(ローヤル(株))は、当連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちNS Pharma, Inc.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によります。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年から50年

機械装置及び運搬具 8年から10年

工具、器具及び備品 4年から6年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によります。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用

所定の期間にわたり、均等償却しております。

④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、支給見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により、費用処理することとしております。

(ニ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(ホ) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段、ヘッジ対象

ヘッジ手段…為替先物買予約

ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、為替先物予約を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

(ヘ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(ト) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	2百万円	2百万円

※2 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	—	20百万円
支払手形	—	7百万円

(連結損益計算書関係)

※1 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
研究開発費	8,967百万円	9,414百万円

※2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後(洗替法を適用)の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	△24百万円	18百万円

※3 過年度損益修正益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
過年度工業所有権等収益	591百万円	—

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生	232百万円
組替調整額	119
税効果調整前	352
税効果額	96
その他有価証券評価差額金	448

繰延ヘッジ損益:

当期発生	△ 1
組替調整額	—
税効果調整前	△ 1
税効果額	0
繰延ヘッジ損益	△ 0

為替換算調整勘定:

当期発生額	△ 4
その他の包括利益合計	443

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	70,251	—	—	70,251
合計	70,251	—	—	70,251
自己株式				
普通株式(注)	2,705	36	1	2,740
合計	2,705	36	1	2,740

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加36千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	675	10	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	607	9	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	675	利益剰余金	10	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	70,251	—	—	70,251
合計	70,251	—	—	70,251
自己株式				
普通株式（注）	2,740	17	0	2,757
合計	2,740	17	0	2,757

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加17千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	675	10	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	607	9	平成23年9月30日	平成23年12月8日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	674	利益剰余金	10	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	11,424百万円	12,387百万円
有価証券	6,789百万円	7,599百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△72百万円	△322百万円
現金及び現金同等物期末残高	18,142百万円	19,665百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しており、その内容は以下のとおりです。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	11	9	2

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	11	11	0

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	1	0
1年超	0	—
合計	2	0

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	2	1
減価償却費相当額	2	1

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	—	6
1年超	—	20
合計	—	27

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、基本的に利用しない方針であります。例外的に当社の輸入商品の顧客の要請、購買部門判断に係る為替先物買予約を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は主として譲渡性預金であり、時価の変動によるリスクは僅少であります。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券として保有する債券等は発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等のほとんどが一年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は為替変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債務に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、実需の範囲内で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (ホ)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業部門及び経理・財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用規程により格付けの高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、当社の契約先が信用度の高い国内銀行であり、取引相手の契約不履行によるリスクは、ほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債務の一部について為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替先物買予約を利用しております。当該デリバティブ取引の管理については、デリバティブ取引管理規程を設け、実施できる取引をリスクヘッジ目的の取引に限定しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、運用状況を取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理・財務部門が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,424	11,424	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,573	27,573	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	17,677	17,678	0
資産計	56,675	56,676	0
(4) 支払手形及び買掛金	5,297	5,297	—
(5) 未払金	2,805	2,805	—
(6) 未払法人税等	598	598	—
(7) 未払消費税等	329	329	—
負債計	9,030	9,030	—

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,387	12,387	—
(2) 受取手形及び売掛金	31,988	31,988	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	18,435	18,435	0
資産計	62,811	62,811	0
(4) 支払手形及び買掛金	5,019	5,019	—
(5) 未払金	3,104	3,104	—
(6) 未払法人税等	1,294	1,294	—
(7) 未払消費税等	445	445	—
負債計	9,863	9,863	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

連結決算日における時価及び評価損益に重要性がないため、注記を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	334	334

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,424	—	—	—
受取手形及び売掛金	27,573	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	700	—	—	—
(3) その他	6,310	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	—	—	—	—
(2) その他	—	—	—	—
合計	46,008	—	—	—

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,387	—	—	—
受取手形及び売掛金	31,988	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	1,000	—	—	—
(3) その他	6,600	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	—	—	—	—
(2) その他	—	—	—	—
合計	51,976	—	—	—

4. 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額
連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	599	600	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	599	600	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	99	99	△0
	(3) その他	6,310	6,310	—
	小計	6,409	6,409	△0
合計		7,009	7,010	0

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	999	999	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	999	999	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	6,600	6,600	—
	小計	6,600	6,600	—
合計		7,599	7,599	0

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,634	4,853	4,781
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他			
	投資信託	—	—	—
	小計	9,634	4,853	4,781
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,033	1,280	△246
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他			
	投資信託	—	—	—
	小計	1,033	1,280	△246
合計		10,667	6,133	4,534

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 332百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,098	4,054	5,043
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他 投資信託	—	—	—
	小計	9,098	4,054	5,043
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,737	1,893	△156
	(2) 債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他 投資信託	—	—	—
	小計	1,737	1,893	△156
合計		10,835	5,948	4,886

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 332百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	126	100	—
その他（投資信託）	100	0	—
合 計	227	101	—

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	70	0	119

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、キャッシュバランス型の企業年金基金制度、退職一時金制度および60才から年金支給開始の65才までのつなぎを目的とする加入・掛金選択型確定拠出年金制度を設けております。

子会社では、退職一時金制度等を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
	(百万円)	(百万円)
イ. 退職給付債務	△26,749	△26,146
ロ. 年金資産	12,722	12,990
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△14,027	△13,156
ニ. 未認識数理計算上の差異	5,972	5,506
ホ. 未認識過去勤務債務	336	291
ヘ. 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)	△7,718	△7,357

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
イ. 勤務費用	866	856
ロ. 利息費用	534	530
ハ. 期待運用収益	△496	△506
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	627	677
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	45	45
ヘ. 確定拠出年金掛金他	67	55
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,644	1,659

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、イ. 勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.0%	2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
4.0%	4.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

15年

(発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により、発生の翌連結会計年度から処理することとしております。)

(5) 過去勤務債務の処理年数

15年

(発生時の従業員の平均残存勤務年数にわたり定額法により、処理することとしております。)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金等損金算入限度超過額	3,165百万円	2,652百万円
賞与引当金及び未払費用否認	1,161	1,095
減価償却限度超過額	79	68
その他	1,174	1,174
小計	5,581	4,991
評価性引当額	△551	△373
繰延税金資産合計	5,030	4,617
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	△1,372	△1,195
その他有価証券評価差額金	△1,653	△1,557
その他	△34	△28
繰延税金負債合計	△3,061	△2,782
繰延税金資産の純額	1,968	1,835

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,518百万円	1,635百万円
固定資産－繰延税金資産	450	199
固定負債－繰延税金負債	△0	△0

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0%	41.0%
(調整)		
永久に損金算入されない項目	5.2%	4.3%
永久に益金算入されない項目	△2.1%	△1.4%
試験研究費の税額控除	△7.0%	△8.8%
評価性引当額の増減	△4.4%	△2.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－%	6.0%
その他	0.3%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	39.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については36%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は154百万円減少し、法人税等調整額は371百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取り扱う製品・サービス別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、「医薬品事業」、「機能食品事業」の2つを報告セグメントとしております。

「医薬品事業」は、主に泌尿器官用薬剤、炎症・アレルギー用薬剤、血液がん用薬剤、循環器系及び代謝性薬剤、消化器官用薬剤を生産・販売しております。

「機能食品事業」は、主に調味・香辛料、健康食品素材、品質安定保存剤、たん白製剤、ニュートリション素材、除菌・洗浄剤、小麦製品を生産・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	医薬品	機能食品	合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	52,554	10,970	63,525	—	63,525
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	52,554	10,970	63,525	—	63,525
セグメント利益	4,733	447	5,181	—	5,181
セグメント資産	64,330	7,557	71,887	30,849	102,737
その他の項目					
減価償却費	2,918	164	3,082	34	3,116
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	1,085	99	1,185	—	1,185

(注) セグメント資産の調整額に含めた全社資産の金額は30,849百万円であり、その主なものは、提出会社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産及び繰延税金資産等であります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	医薬品	機能食品	合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	55,746	11,558	67,304	—	67,304
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	55,746	11,558	67,304	—	67,304
セグメント利益	5,571	441	6,012	—	6,012
セグメント資産	66,298	8,067	74,366	31,937	106,304
その他の項目					
減価償却費	2,758	155	2,914	33	2,948
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	885	82	967	—	967

(注) セグメント資産の調整額に含めた全社資産の金額は31,937百万円であり、その主なものは、提出会社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産及び繰延税金資産等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	医薬品	機能食品	合計
外部顧客への売上高	52,554	10,970	63,525

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
(株)メディセオ	12,158	医薬品事業
アルフレッサ(株)	11,206	医薬品事業
(株)スズケン	10,796	医薬品事業
東邦薬品(株)	6,511	医薬品事業

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	医薬品	機能食品	合計
外部顧客への売上高	55,746	11,558	67,304

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
(株)メディセオ	13,047	医薬品事業
アルフレッサ(株)	11,911	医薬品事業
(株)スズケン	11,290	医薬品事業
東邦薬品(株)	6,888	医薬品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,207円43銭	1株当たり純資産額	1,250円11銭
1株当たり当期純利益金額	58円62銭	1株当たり当期純利益金額	55円04銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	3,958	3,715
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,958	3,715
期中平均株式数(千株)	67,529	67,502

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	39	39	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	73	35	0.9	平成25年から 平成26年まで
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
その他有利子負債 取引保証金（流動負債のその他）	294	305	2.8	契約解消時
合計	408	380	—	—

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	35	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（百万円）	16,005	32,173	50,423	67,304
税金等調整前四半期（当期） 純利益金額（百万円）	1,808	3,133	5,336	6,193
四半期（当期）純利益金額 （百万円）	1,311	2,012	3,081	3,715
1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	19.42	29.81	45.65	55.04

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 （円）	19.42	10.39	15.83	9.40

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,471	11,199
受取手形	198	※2 240
売掛金	27,317	31,686
有価証券	6,699	7,299
商品及び製品	6,684	6,611
半製品	1,029	1,247
仕掛品	319	153
原材料及び貯蔵品	3,166	3,577
繰延税金資産	1,454	1,577
前払金	1,426	700
その他	288	139
流動資産合計	59,057	64,434
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,676	22,742
減価償却累計額	△15,808	△16,374
建物（純額）	6,868	6,368
構築物	1,356	1,349
減価償却累計額	△1,120	△1,135
構築物（純額）	236	214
機械及び装置	10,915	11,228
減価償却累計額	△9,731	△9,954
機械及び装置（純額）	1,184	1,273
車両運搬具	86	85
減価償却累計額	△81	△82
車両運搬具（純額）	4	2
工具、器具及び備品	9,056	8,956
減価償却累計額	△8,269	△8,418
工具、器具及び備品（純額）	786	538
土地	7,999	7,911
建設仮勘定	177	1
有形固定資産合計	17,257	16,309
無形固定資産		
ソフトウェア	617	493
その他	52	72
無形固定資産合計	670	565

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
投資その他の資産		
投資有価証券	10,999	11,166
関係会社株式	129	129
長期貸付金	164	32
従業員に対する長期貸付金	278	257
関係会社長期貸付金	80	40
長期前払費用	8,866	8,111
繰延税金資産	386	139
投資不動産（純額）	※1 1,292	※1 1,364
その他	444	440
貸倒引当金	△37	△37
投資その他の資産合計	22,604	21,645
固定資産合計	40,532	38,520
資産合計	99,590	102,955
負債の部		
流動負債		
買掛金	※3 5,752	※3 5,371
未払金	2,682	3,007
未払費用	996	1,132
未払法人税等	479	1,198
未払消費税等	297	426
預り金	395	487
賞与引当金	2,250	2,300
その他	89	32
流動負債合計	12,943	13,955
固定負債		
退職給付引当金	7,572	7,200
資産除去債務	144	145
その他	199	231
固定負債合計	7,916	7,578
負債合計	20,860	21,533

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,174	5,174
資本剰余金		
資本準備金	4,438	4,438
その他資本剰余金	6	6
資本剰余金合計	4,444	4,445
利益剰余金		
利益準備金	1,293	1,293
その他利益剰余金		
配当準備積立金	800	800
特別償却積立金	—	—
固定資産圧縮積立金	1,975	2,122
別途積立金	59,970	62,470
繰越利益剰余金	4,247	3,861
利益剰余金合計	68,286	70,547
自己株式	△2,058	△2,075
株主資本合計	75,847	78,091
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,880	3,328
繰延ヘッジ損益	2	1
評価・換算差額等合計	2,882	3,330
純資産合計	78,730	81,421
負債純資産合計	99,590	102,955

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 平成22年4月1日 至平成23年3月31日	当事業年度 平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高		
製品売上高	38,109	39,587
商品売上高	25,143	27,422
売上高合計	63,253	67,009
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	5,981	6,684
当期製品製造原価	14,750	15,926
当期商品仕入高	16,810	17,249
商品及び製品期末たな卸高	※4 6,684	※4 6,611
他勘定受入高	※1 291	※1 289
他勘定振替高	※2 699	※2 652
売上原価合計	※4 30,450	※4 32,885
売上総利益	32,802	34,124
返品調整引当金戻入額	25	—
差引売上総利益	32,827	34,124
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	7,550	7,639
賞与引当金繰入額	1,485	1,545
退職給付引当金繰入額	1,045	1,065
福利厚生費	1,544	1,629
減価償却費	375	372
研究開発費	8,973	9,420
販売促進費	1,254	1,085
旅費	873	855
賃借料	1,103	1,121
その他	3,952	3,861
販売費及び一般管理費合計	※3 28,158	※3 28,596
営業利益	4,668	5,528
営業外収益		
受取利息	22	18
有価証券利息	19	9
受取配当金	407	341
受取賃貸料	365	337
受取補償金	100	9
業務受託料	—	105
その他	296	104
営業外収益合計	1,210	926

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外費用		
支払利息	8	8
寄付金	270	199
為替差損	277	77
固定資産処分損	19	6
賃貸費用	108	111
投資有価証券売却損	—	119
その他	153	148
営業外費用合計	837	671
経常利益	5,040	5,783
特別利益		
過年度損益修正益	※5 591	—
特別利益合計	591	—
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	133	—
特別損失合計	133	—
税引前当期純利益	5,499	5,783
法人税、住民税及び事業税	1,630	2,020
法人税等調整額	111	220
法人税等合計	1,741	2,240
当期純利益	3,757	3,543

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	9,007	59.7	10,039	62.7
II 労務費		2,041	13.5	1,939	12.1
III 経費		4,044	26.8	4,025	25.1
当期総製造費用		15,093	100.0	16,004	100.0
期首仕掛品・半製品たな 卸高	※ 2	1,008		1,349	
期末仕掛品・半製品たな 卸高		1,349		1,401	
他科目へ振替		75		50	
他科目より受入	※ 3	72		25	
当期製品製造原価		14,750		15,926	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別工程別総合原価計算で一部等級別原価計算を採用しております。

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
外注加工費 (百万円)	1,538	1,532
減価償却費 (百万円)	800	692
購買部門費を販売費及び一般 管理費より振替 (百万円)	134	144

※ 2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
消耗品及び試用品として、 販売費及び一般管理費へ振替 (百万円)	75	50

※ 3. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
製品及び商品を製造工程へ 振替 (百万円)	72	25

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 平成22年4月1日 平成23年3月31日	当事業年度 平成23年4月1日 平成24年3月31日
(自 至)	(自 至)	
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,174	5,174
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,174	5,174
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	4,438	4,438
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,438	4,438
その他資本剰余金		
当期首残高	5	6
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	6	6
資本剰余金合計		
当期首残高	4,444	4,444
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	4,444	4,445
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,293	1,293
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,293	1,293
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	800	800
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	800	800
特別償却積立金		
当期首残高	3	—
当期変動額		
特別償却積立金の取崩	△3	—
当期変動額合計	△3	—
当期末残高	—	—
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	1,993	1,975

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31 日)
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	—	164
固定資産圧縮積立金の取崩	△17	△18
当期変動額合計	△17	146
当期末残高	1,975	2,122
別途積立金		
当期首残高	57,470	59,970
当期変動額		
別途積立金の積立	2,500	2,500
当期変動額合計	2,500	2,500
当期末残高	59,970	62,470
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,252	4,247
当期変動額		
特別償却積立金の取崩	3	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	△164
固定資産圧縮積立金の取崩	17	18
別途積立金の積立	△2,500	△2,500
剰余金の配当	△1,283	△1,282
当期純利益	3,757	3,543
当期変動額合計	△5	△385
当期末残高	4,247	3,861
利益剰余金合計		
当期首残高	65,812	68,286
当期変動額		
剰余金の配当	△1,283	△1,282
当期純利益	3,757	3,543
当期変動額合計	2,474	2,260
当期末残高	68,286	70,547
自己株式		
当期首残高	△2,018	△2,058
当期変動額		
自己株式の取得	△40	△17
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△39	△16
当期末残高	△2,058	△2,075
株主資本合計		
当期首残高	73,412	75,847
当期変動額		
剰余金の配当	△1,283	△1,282
当期純利益	3,757	3,543
自己株式の取得	△40	△17
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	2,434	2,243
当期末残高	75,847	78,091

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,194	2,880
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,314	448
当期変動額合計	△1,314	448
当期末残高	2,880	3,328
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	2	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	2	1
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,197	2,882
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,315	447
当期変動額合計	△1,315	447
当期末残高	2,882	3,330
純資産合計		
当期首残高	77,610	78,730
当期変動額		
剰余金の配当	△1,283	△1,282
当期純利益	3,757	3,543
自己株式の取得	△40	△17
自己株式の処分	1	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,315	447
当期変動額合計	1,119	2,691
当期末残高	78,730	81,421

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております）
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- デリバティブ
時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

- 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっております。
主な耐用年数は次の通りであります。

建物	15年から50年
構築物	10年から50年
機械及び装置	8年から10年
工具、器具及び備品	4年から6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

- 所定の期間にわたり、均等償却しております。

(4) リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

- 従業員の賞与の支払いに備えて、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

- 従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により、費用処理することとしております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段、ヘッジ対象

ヘッジ手段…為替先物買予約

ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、為替先物予約を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 投資不動産の減価償却累計額

投資不動産の減価償却累計額には、有形固定資産からの振替分を含んでおります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	425百万円	496百万円

※2 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	—	20百万円

※3 関係会社に対する債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
買掛金	2,269百万円	2,373百万円

(損益計算書関係)

※1 他勘定受入高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
発送費用を販売費及び一般管理費 より振替	291百万円	289百万円

※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
製品及び商品を製造工程及び原料 へ振替	571百万円	528百万円
試用品費を販売費及び一般管理費 へ振替	127	124
計	699	652

※3 研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
研究開発費	8,973百万円	9,420百万円

※4 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後（洗替法を適用）の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入益）が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	△3百万円	18百万円

※5 過年度損益修正益の内訳

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
過年度工業所有権等収益	591百万円	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,705	36	1	2,740
合計	2,705	36	1	2,740

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加36千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,740	17	0	2,757
合計	2,740	17	0	2,757

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加17千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しており、その内容は以下のとおりです。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	5	5	0

(単位：百万円)

	当事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	5	5	—

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	0	—
1年超	—	—
合計	0	—

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	1	0
減価償却費相当額	1	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 129百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 129百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金等損金算入限度超過額	3,104百万円	2,592百万円
賞与引当金及び未払費用否認	1,129	1,067
減価償却限度超過額	79	68
その他	1,138	1,144
小計	5,453	4,873
評価性引当額	△551	△373
繰延税金資産合計	4,901	4,499
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	△1,372	△1,195
その他有価証券評価差額金	△1,653	△1,557
その他	△33	△28
繰延税金負債合計	△3,060	△2,782
繰延税金資産の純額	1,840	1,717

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,454百万円	1,577百万円
固定資産－繰延税金資産	386	139

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0%	41.0%
(調整)		
永久に損金算入されない項目	5.5%	4.6%
永久に益金算入されない項目	△2.2%	△1.9%
試験研究費の税額控除	△7.6%	△9.4%
評価性引当額の増減	△4.7%	△2.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－%	6.2%
その他	△0.3%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7%	38.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については36%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は143百万円減少し、法人税等調整額は359百万円増加しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,166円18銭	1株当たり純資産額	1,206円36銭
1株当たり当期純利益金額	55円64銭	1株当たり当期純利益金額	52円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	3,757	3,543
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,757	3,543
期中平均株式数(千株)	67,529	67,502

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,824,930	1,987
		(株)京都銀行	1,999,014	1,501
		田辺三菱製薬(株)	830,000	963
		(株)メディパルホールディングス	791,710	848
		三菱商事(株)	404,457	776
		小野薬品工業(株)	149,100	687
		東京海上ホールディングス(株)	222,780	505
		東邦ホールディングス(株)	325,453	478
		(株)ジーエス・ユアサコーポレーション	708,000	321
		アルフレッサホールディングス(株)	80,696	317
		(株)堀場製作所	100,000	283
		三菱倉庫(株)	260,000	254
		(株)スズケン	93,619	238
		(株)松風	270,000	235
		宝ホールディングス(株)	300,000	168
		(株)島津製作所	206,000	153
		日本写真印刷(株)	124,927	135
		関西国際空港(株)	2,160	108
		丸大食品(株)	327,524	105
		(株)ワコールホールディングス	106,000	103
		養命酒製造(株)	123,000	97
		オムロン(株)	49,000	87
		キリンホールディングス(株)	79,000	84
		日本ハム(株)	77,000	80
		富田薬品(株)	50,000	75
		(株)たけびし	154,000	69
		(株)国際電気通信基礎技術研究所	1,252	62
		(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	76,734	54
		その他（36銘柄）	1,489,785.81	378
		計		

【債券】

銘柄			券面総額（百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）
有価証券	満期保有 目的の債 券	三菱東京UFJ銀行CD	3,800	3,800
		京都銀行CD	2,000	2,000
		三菱UFJ信託銀行CD	500	500
		オリックスCP	500	499
		三菱UFJリースCP	500	499
計			7,300	7,299

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末残高 （百万円）
有形固定資産							
建物	22,676	154	88	22,742	16,374	637	6,368
構築物	1,356	14	20	1,349	1,135	33	214
機械及び装置	10,915	460	148	11,228	9,954	366	1,273
車両運搬具	86	0	2	85	82	3	2
工具、器具及び備品	9,056	298	398	8,956	8,418	544	538
土地	7,999	—	88	7,911	—	—	7,911
建設仮勘定	177	473	650	1	—	—	1
有形固定資産計	52,269	1,402	1,396	52,275	35,965	1,585	16,309
無形固定資産							
ソフトウェア	934	69	35	968	475	193	493
その他	53	50	30	73	0	—	72
無形固定資産計	987	120	66	1,041	476	193	565
長期前払費用	12,614	214	12	12,817	4,705	968	8,111
投資不動産	1,718	142	—	1,860	496	33	1,364
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (固定)	37	—	—	—	37
賞与引当金	2,250	2,300	2,250	—	2,300

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	4
預金	
当座及び普通預金	1,409
定期預金	8,600
外貨預金	1,186
小計	11,195
合計	11,199

②受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
バイホロン(株)	56
南日本酪農協同(株)	44
イワキ(株)	24
Shenzhen Harvest Medicine Co., Ltd.	15
(株)紀文食品	15
その他	84
合計	240

期日別内訳

期日	金額 (百万円)
平成24年4月	82
5月	89
6月	65
7月	1
合計	240

(注) 平成24年4月の金額には、当事業年度末日満期手形20百万円が含まれております。

③売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株)メディセオ	7,041
アルフレッサ(株)	6,339
(株)スズケン	6,351
東邦薬品(株)	2,668
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	1,461
その他	7,824
合計	31,686

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（％）	滞留期間
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{12}$
27,317	73,894	69,525	31,686	68.7	4.8ヶ月

（注）消費税等の会計処理は、税抜方式を採用していますが、上記の金額には消費税等が含まれております。

④たな卸資産

科目	金額（百万円）	内訳	
		医薬品（百万円）	機能食品（百万円）
商品及び製品	6,611	4,586	2,025
半製品	1,247	1,235	12
仕掛品	153	122	31
原材料及び貯蔵品	3,577	2,694	882
合計	11,590	8,638	2,951

⑤長期前払費用

区分	金額（百万円）
契約金（販売契約等）	7,521
その他	589
合計	8,111

⑥買掛金

相手先	金額（百万円）
シオエ製薬㈱	2,293
三菱商事㈱	415
FRIESLAND CAMPINA DMV B.V.	239
ノーベルファーマ㈱	215
日成共益㈱	138
その他	2,068
合計	5,371

⑦退職給付引当金

(百万円)

イ. 退職給付債務	△25,918
ロ. 年金資産	12,918
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△12,999
ニ. 未認識数理計算上の差異	5,506
ホ. 未認識過去勤務債務	291
ヘ. 退職給付引当金（ハ＋ニ＋ホ）	△7,200

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告によるものであります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合には、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載URL http://www.nippon-shinyaku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第148期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第149期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月9日関東財務局長に提出

（第149期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月10日関東財務局長に提出

（第149期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月9日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成24年1月5日関東財務局長に提出

（第149期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(5) 臨時報告書

平成23年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6 月28日

日本新薬株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村 幸彦

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩淵 貴史

印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本新薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本新薬株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本新薬株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本新薬株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月28日

日本新薬株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村 幸彦

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩淵 貴史

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本新薬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第149期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本新薬株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	日本新薬株式会社
【英訳名】	Nippon Shinyaku Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 重信
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
【縦覧に供する場所】	日本新薬株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番4号 日本橋さくら通りビル) 日本新薬株式会社大阪支店 (大阪市中央区道修町二丁目5番7号) 日本新薬株式会社名古屋支店 (名古屋市東区檀木町三丁目61番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 前川 重信は、当社の第149期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	日本新薬株式会社
【英訳名】	Nippon Shinyaku Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 重信
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
【縦覧に供する場所】	日本新薬株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番4号 日本橋さくら通りビル) 日本新薬株式会社大阪支店 (大阪市中央区道修町二丁目5番7号) 日本新薬株式会社名古屋支店 (名古屋市東区檀木町三丁目61番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である前川重信は、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであることから、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度末日である平成24年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、これらの要点について整備及び運用状況の評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る重要な事業拠点としては、連結ベースの売上高の概ね2/3を超える事業拠点を選定いたしました。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は、売上高、売掛金、棚卸資産、売上原価及び買掛金を評価の対象としております。また、財務報告への影響を勘案し、すべての事業拠点における重要性の大きい業務プロセスや、重要性の大きい特定の取引又は事象については、個別に評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成24年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。